す。

す。

(1.

ります。

合併浄化槽を設置した場合の利点

浄化槽をつけることで生活環境を整

備して、快適な生活を送ることができ ます。さらに、きれいな水を流して美

しく豊かな自然を守ることができま

このほかにも浄化槽にはいくつかの

●生活排水の汚れが 1/10 に減り、き

れいに処理した水を放流できます。

●きれいな排水をその場で放流するこ

●水洗トイレで毎日の生活が快適にな

右図に示すとおり、合併浄化槽と単

独浄化槽およびくみ取りでは、河川へ

放流する汚れが大きく違います。きれ

いな川を未来の子どもたちに残すため

に合併浄化槽の設置をご検討くださ

菊池市では、合併浄化槽を今まで以

上に設置しやすくなるように、次のと

おり事業を移行しました。

維持管理をしていく事業です。

化槽本体を設置できます。

とで、身近な川の水量を確保できま

すぐれた点があります。

合併浄化槽整備事業が移行します

浄化槽設置の補助金交付事業(個人設置型)は

4月から浄化槽市町村整備事業(市町村設置型)へ移行します。

合併処理浄化槽の場合

単独処理浄化槽の場合

くみ取り式トイレの場合

●台所・浴室

合併浄化槽・単独浄化槽・くみ取りの放流水の汚れ比較図

単独処理

浄化槽

5g

27g

13g

27g

13g

27g

13g

※1人が1日に出す汚れの量は約40g(雑排水27g+し尿13g)になります。

T

地

0

2

2 L D

Κ

73 m

納税証明書 ある

^艮菊池市縦覧帳簿の→ (月)から5月31日

土(木

家屋の

※家賃は入居者の所得金額に り変動-身体障害者手帳(1 し込み条件 賃 28、700円

常時車椅子を使 級 Á級) ※新たに勤務 ※最近退職・ ※同居予定の 票または退職証明書 は婚約証明書

を持ち、

用する人がいる世帯のみ申込可

証明書

した人は給与支払

人居資格

次の

4

のすべて

募集戸 申 設課に直接申 市整備課、 人居者の選考 い上、すり よります。 郵送の受付は期間最終日 数を超える場合は 期間の最終日午 菊池市役所第3庁舎内都 なお、 または各総合支所建 人居者を決定. し込むか 入居申 必要書類等完備 直接申込み受 ·後5時 郵送に 必

(1) 現在、自ら居住すの条件に該当すること。

自ら居住するため

総合支所建設課 役所第3庁舎内) い合わせ先 都市整備課 または し込みが 各

※単身入居

年齢が満60

年 4月1 歳以

日以前に生まれた人の人、または昭和3

合計月額所得が26万8千円以

入居収入基準内

(世帯の

(2) 同居親族があること

(婚

約者等も含みます)

ち家がない

の住宅に困っていること

(持

入居申込書、 税金に未納がないこと 一を募集します

4

月20日(金)

住民票謄本 (市役所または各総合支所に 県民税課税台帳記載事項 (同居予 定者かつ収入 証

※身体障害者手帳の写 人、それぞれの分が必要) 離職した が婚約者の場合 人は離職 皆さんが縦覧できます。る平成19年度菊池市縦覧

納税者の同居親族

* 土地の納税者は土地の納税者は土地の制限を の納税者は家屋の、 \mathcal{O} 者

ただし、その資産が免税点の覧帳簿の縦覧ができます。 家屋両方の縦 両資産の

屋等) どの事項は、 資産税の課税の基礎になるため どの事項は、平成19年度の固定屋等)に登録されている価格な固定資産課税台帳(土地・家 合は 縦覧できませ

> を決定_ 準額は、 税標準 帳に登録されます が定めた固定資産評価基準に 閲覧できる関係者とは、 いて行われ して決定 額を算定します

※土·日·祝祭日の閉庁日 日(木)

総務振興課税務係

総務振興課税務係

固定資産の評価は、 菊池市固定資産課税台 この価格をもとに課 とした価格や課税標準にします。このよ

居の親族および 義務者である本 が必要です 理で閲覧する場合は、 納税管理 または

委任状 人です 菊池市役所

5合わせ先見・閲覧場所も および

旭志総合支所 税務課固定資産税係 総務振興課税務係 七城総合支所

しが必要な場合は有料は無料ですが、課税 つき300円)

料は無料ですが、課税台帳※縦覧期間中の閲覧・縦覧ご よって異なりますので詳細は い合わせください) 縦覧手数

 $\overline{\mathcal{O}}$ 価新 M格を納税者の がたに作成され 市長がその価格 総務大臣 基 証書

住宅状況申告書 家屋価格等縦覧簿 土地価格等縦覧簿 から5月31日(木)まで

縦覧帳簿

4月2日(月) に 納税者の皆さんに固定資産税を信頼してもらうことを目的 情報開示が拡充されています

縦覧帳簿を縦覧できる

土地または家屋の納税者

納税管理 人 委任状持参の代

納税者は土地

4月2日(月)·

持参するもの 午前8時3分~午後5時

納税通知書または、 課税明細

関係者の

人は縦覧期間内にこの

内容を閲覧できます

側溝等に放流

側溝等に放流

側溝等に放流

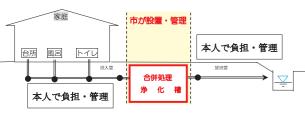
5人槽 7人槽 10人槽 (浴室およ 浄化槽の規模 延べ床面 (延べ床面 積130㎡以 び台所が2 積130㎡未 力所以上) 88,000円 102,000円 129,000円 負担金(一回払い) 使用料(月々) 4,920円 5,810円 7,160F

工事負担区分

この事業は浄化槽本体を市で設置し、市が浄化槽本体の

工事費の一部負担をしていただくだけで、公共事業で浄

浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)とは?



本人負担で対応したいただく部分

- ○トイレの水洗便器購入費
- ○トイレの改造費・水道工事費
- ○台所・風呂場・トイレから浄化槽までの配管工事費 および浄化槽から排水先までの配管工事費
- ○浄化槽設置場所における支障物除去費など
- ○駐車場対応および排水ポンプなど(特殊工事)に係 る工事費

注意事項 ○下水道区域内ではこの事業は実施できません。 ○放流先が確保されていない場合は設置できません。

設置に伴う負担金および使用開始に伴う使用料額

• 5人槽 $3.5 \text{m} \times 4.7 \text{m}$

○工事を施工するため

- 7人槽 $3.9 \text{m} \times 4.9 \text{m}$ • 10人槽 4.1m×5.5m
- 程度の用地が必要となります。
- ○工事の着工は、入札などの事務処理のため申請書受付か ら1カ月半以降となります。
- ※事業の詳細は下記までご相談ください。
- 問い合わせ先 下水道課 または 各総合支所建設課

印か 委任状など h (縦覧する-八確認用の免許

27 広報きくち | 2007 APRIL-1